

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八戸市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 八戸市市川地域

(1) 現況

市の北部に位置し、奥入瀬川及び五戸川流域に水田地帯が開けている。

田が耕地面積の8割を占めており、夏期は太平洋から吹き付けるやませ（偏東風）の影響を受けやすい地域である。

水田転作によるいちご栽培や大豆栽培が行われている。

(2) 目標

水稻栽培を基幹としながら、転作田を有効活用した施設いちご栽培及び大豆栽培を中心とした複合経営の確立を支援する。

また、大豆栽培等の更なる集団化を促進するため、農地の流動化を推進するとともに、農作業の受委託を促進する。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 八戸市下長地域

(1) 現況

市の北東部に位置し、馬淵川の北側に開けた水田地帯であり、耕地面積の8割が田となっている。

市街地に隣接し、混住化が進んでいる。

主要作物は水稻の他、ねぎ等の露地野菜、切花類となっている。

(2) 目標

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図り、水稻栽培を基幹としながら、露地ねぎ栽培と切花類の栽培を促進する。

また、都市化の進んでいる集落については、施設栽培による多品目生産を促進し、あわせて、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、市民への「新鮮」で「安全」な食料の安定供給を図る。

さらに、同項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 八戸市上長地域

(1) 現況

市の西部に位置し、馬淵川の北側に開けた水田地帯であり、耕地面積の6割が田である。畑では、露地栽培が盛んに行われており、特に食用菊は当市の特産になっている。

また、丘陵地では農地が造成されており、ながいも等の露地野菜栽培が行われている。

東北新幹線や東北縦貫自動車道の北方延伸、区画整理事業等により、都市的土地利用が漸次増加している。

(2) 目標

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図り、水稻栽培を基幹としながら、ながいもやごぼう等の露地野菜栽培を促進する。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 八戸市豊崎地域

(1) 現況

市の西部に位置し、浅水川に沿って水田が開けており、耕地面積の割合は田5割、畑5割である。

ピーマン、ながいも、にんにくを中心とした露地野菜栽培が行われている。

青森県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域である。

(2) 目標

水稻を基幹作物としながらも、現在、生産団地が形成されている露地野菜（ピーマン、ながいも、にんにく）の生産拡大を図る。

また、高齢化等に伴う労働体制の変化に対応し、重量野菜からピーマン等軽量野菜への移行を促進することにより、地域の実情に応じた安定的な営農体制の確立を図る。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第2号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動の実施を継続すること及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 八戸市館地域

(1) 現況

市の南西部に位置し、耕地面積の割合は田4割、畑6割である。

りんごの栽培が盛んであり、生産団地を形成している他、ミニトマトの施設野菜栽培も行われている。

東北新幹線や東北縦貫自動車道の北方延伸により、都市的土地利用が増加している。

青森県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域である。

(2) 目標

水稻を基幹作物としながらも、現在、生産団地が形成されている施設ミニトマト栽培の生産拡大を図るため、更なる施設の整備を促進する。

りんごについては、改植等による効果的な生産体制の確立を促進する。

また、露地ねぎ栽培に取り組むことにより経営の充実を図る。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第2号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動の実施を継続すること及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6 八戸市是川地域

(1) 現況

市の南部に位置し、河川に沿って水田地帯が開けているが、起伏が多く、耕地面積の7割が畑となっている。

ねぎ、ながいもを基幹作物とした露地野菜栽培、葉たばこ栽培、トマト、きゅうり、ねぎ等の施設野菜栽培が行われている。

農林統計上の中山間地域にあたるため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。

(2) 目標

露地野菜（ながいも、ねぎ等）栽培を基幹としながら、施設の導入による施設野菜・花き栽培による複合経営を促進する。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第2号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動の実施を継続すること及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7 八戸市大館地域

(1) 現況

市の南東部に位置し、河川に沿って水田が開けているが、耕地面積の8割は畑となっている。

水稻、露地野菜栽培を基幹とした経営が多いものの、施設野菜栽培、施設花き栽培、及び畜産等多様な農業生産が展開されている。

市街地に隣接しているため、混住化が進んでいる。

(2) 目標

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図りながら、現在、定着している作物の省力・低コスト生産を促進する。

また、都市化の進んでいる集落については、多品目生産を促進し、市民への「新鮮」で「安全」な食料の安定供給を図る。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8 八戸市南浜・美保野地域

(1) 現況

市の南東部に位置し、耕地面積の割合は田 3 割、畑 7 割となっている。

施設花き（花壇苗等）栽培の専業経営や水稲、露地野菜栽培の複合経営の他、大規模養豚・養鶏の産地が形成されている。

(2) 目標

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進する。

あわせて、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9 八戸市旧市内地域

(1) 現況

市の中心部に位置し、耕地面積の割合は田 6 割、畑 4 割となっているが、大部分が市街化区域内にあり、農業への依存度は低く、露地野菜・花き栽培が点在して行われている。

(2) 目標

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図りながら、また、都市緑化空間や防災空間としての役割も踏まえながら、現在、定着している作物の省力・低コスト生産を促進する。

また、多品目生産を促進し、市民への「新鮮」で「安全」な食料の安定供給を図る。

あわせて、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10 八戸市島守地域

(1) 現況

市の南部、南郷地区の東部に位置し、新井田川水系流域に耕地が広がっており、耕地面積の 8 割が畑となっている。

過疎法の指定地域であり、農業生産条件が厳しい。

(2) 目標

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進する。

また、観光農園により、都市住民との交流を促進し、農村振興を図る。

あわせて、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第 2 号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動の実施を継続すること及び同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

11 八戸市中沢地域

(1) 現況

市の南部、南郷地区の西部に位置し、耕地面積の8割が畑となっている。

果樹と葉たばこ栽培が盛んであり、生産団地が形成されている。

過疎法の指定地域であり、農業生産条件が厳しい。

(2) 目標

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進する。

また、観光農園やグリーン・ツーリズムにより、都市住民との交流を促進し、農村振興を図る。

あわせて、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産の基礎的資源である農地・農業用施設を適切に保全管理すること、同項第2号に掲げる事業を推進し、適正な農業生産活動の実施を継続すること及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	下長地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	上長地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	豊崎地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	館地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	是川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	大館地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑧	南浜・美保野地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑨	旧市内地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑩	島守地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑪	中沢地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(7) 八戸市南郷全域

中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第4の1（3）に定める過疎法の指定地域による。

(4) 八戸市是川地域、館地域、豊崎地域（旧是川村全域、旧館村全域、旧豊崎村のうち八戸市内地域）

実施要領第4の1（9）に定める青森県特認指定地域（地域区分は農林統計上の旧市町村単位とする）による。

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(4) 自然条件により小区画・不整形な田

(4) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(4) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

勾配は、団地の平均傾斜により判定を行い、団地の一部が平均傾斜を下回っても、当該平均傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。また、団地の一部が急傾斜農用地の傾斜基準を満たす場合においては、その一部を急傾斜農用地として交付対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、将来、認定農業者を目指す者及びその他継続して農業生産活動等を行えると認められる者と市長が認定する者とする。